札幌学院大学法学会規程（抄）

（名称および事務所）

第一条　本会は、札幌学院大学法学会と称し、事務所を札幌学院大学法学部内に置く。

（目的）

第二条　本会は、法学その他関連諸科学に関する研究の発展とその発表、普及、および会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを目的とする。

（事業）

第三条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(一) 学術雑誌『札幌学院法学』の編集

(二) 研究会・講演会の開催

(三) その他、本会の目的を達成するために必要と認めた事項

（組織および学生の地位）

第四条　本会は、次の会員をもって組織する。

(一) 通常会員（法学部専任教員および総会の承認を得た本学教職員、名誉教授）

(二) 賛助会員（本学卒業生およびその他、本会の趣旨に賛同・支援し、会費を納入した者。ただし、総会の承認を必要とする。）

(三) 学生会員（本学法学部学生）

（総会）

第五条　総会は、通常会員をもって構成する。

二、総会は、本会の運営に関する重要事項および年度の予算・決算を審議承認する。

三、総会は、会長がこれを招集する。また、通常会員の三分の一以上の開催要請があるときは、臨時総会を招集しなければならない。

（役員）

第六条　本会に次の役員を置く。

(一) 会　長　一名

(二) 総務幹事　一名

(三) 幹　事　若干名

二、会長およびその他の役員は、総会で互選する。

三、役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第七条　会長は、会を代表し、会務を総括主宰する。

（総務幹事および幹事）

第八条　幹事の中から総務幹事を互選する。

総務幹事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その事務を代行する。

二、幹事は、学術雑誌『札幌学院法学』を編集し、その他第三条に定められた事業を行う。

三、幹事には、編集・庶務・会計担当を置く。ただし、庶務・会計は本学職員の中から委嘱された者に分担させることができる。

会員名簿

会　長　伊藤雅康

総務幹事　家田愛子

幹　事　岡田久美子

名誉教授　金沢隆

小山剛司

神谷生次

小川杉彦

笹田敏行

佐藤陽子

清水伸彦

清水章之

千葉雅樹

田處博義

西尾寛雄

洞澤敬志

松本秀雄

吉川祥治

嶋田利広

渡辺佳明

宇田川一夫

荘木邦雄

鈴木敬明